

【第 6 9 条（消防設備業の届出）】

（消防設備業の届出）

第 6 9 条 消防用設備等（令第 7 条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。）又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検又は販売を業とする者は、住所、氏名（法人にあつては、所在地及び名称）その他必要な事項を消防長に届け出なければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和 4 8 年条例第 3 4 号〕、一部改正〔昭和 5 5 年条例第 3 9 号〕、一部改正〔平成 4 年条例第 9 号〕、一部改正〔平成 1 6 年条例第 3 3 号〕

【趣旨】

本条は、消防機関があらかじめ消防設備業者の事業概要、所在地、名称等を把握し、管理しておくことにより、消防設備業者による火災予防上不適切な行為が発生した場合等に、消防機関が速やかに対応し、市民の被害の未然防止等を図るとともに、法令改正等に関する情報提供や指導を円滑に行うために定めたものである。

本条に基づき届出を行った消防設備業については、札幌市公式ホームページにおいて、事業所の名称、所在地、電話番号、業務区分（工事・整備・販売・点検）を公開している（事業所が掲載を希望しない場合を除く。）。

【解説】

- 1 届出の対象は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検又は販売を業とする者となる。届出が必要な消防用設備等は、政令第 7 条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く消防用設備等で、住宅用火災警報器については、届出の対象外となっている。
- 2 本条の規定による届出は、規則様式 2 1 「消防設備業届出書」により行い、規則第 1 7 条に基づき、届出書 1 部を消防長に提出しなければならない。具体的な手続きについては、札幌市公式ホームページ申請書・届出書ダウンロードサービス「消防設備業開始の届出」を参照すること。
- 3 届出内容に、次の変更が生じた際も同様に届出が必要となる。
 - （1）届出者の住所又は氏名（届出者が法人の場合にあつては、代表者のみの変更を除く。）
 - （2）事業所の所在地又は名称
 - （3）電話番号
 - （4）消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する業務
 - （5）その他非常電源等に関する業務
- 4 消防設備事業全般を廃止する場合又は消防設備業のみを廃止する場合には、「消防設備業届出書」による届出又は札幌市消防局予防部査察規制課への連絡が必要である。